

療育支援専門部会の令和元年度の取組

令和元年 8 月 1 9 日

燕市障がい者自立支援協議会

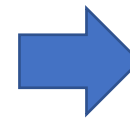
1. 前年度までの取組経過

療育支援専門部会では平成27年度から、障がい等のある子どもの支援体制について現状をもとに、早期からの途切れのない支援体制に向けて検討を重ね、取組の方向性や様々な対応策の提言を行ってきました。

燕市における実際の実践には関係部門との合意形成を要するものが多く、第1段階として社会福祉課で対応可能なものに絞って取り組んできました。(参考資料1参照)

療育支援専門部会で示された方向性と対応策

1. 関係機関の連携した支援
 - ①分野・部門を越えたコーディネート機能
 - ②連携の共通理解の促進
 - ・関係機関のコーディネーター研修
 - ・関係機関窓口一覧表などによる周知
2. 保護者支援
 - ①保護者にとってわかりやすい相談窓口
 - ②支援や相談窓口の情報提供の促進
 - ③交流・情報交換の場



社会福祉課での取組

保護者、関係機関の相談と支援のコーディネート業務

コーディネーター研修

保護者支援講座
(ペアレント・トレーニング)

2. 今年度からの燕市における取組

療育支援専門部会では、これまでの検討経過や社会福祉課の取組の結果に基づいて、今後の燕市における必要な対応策や取組がまとめられました。

現 状 ・ 問 題	対応策・取組
相談窓口や支援に関する情報が分散されているため、本人や保護者が十分な支援を受けにくい	相談窓口の整備と保護者向けガイドブックの作成
困り事への対応には複数の窓口による対応を必要とし、保護者だけではコーディネートに限界がある。	初期相談と支援のコーディネート
学校と福祉事業所が互いの業務や連絡先の共有がされていないため、円滑なコミュニケーションが図られにくい。	学校、保育園への福祉制度の周知及びコーディネーター研修
従来から各分野で支援会議等は実施されているが重篤案件がほとんどで、主要課題の解決とともに完結される傾向である。	「個別の支援計画」の整備と支援会議の在り方の検討
保護者同士の交流・情報交換の機会を求める声がある。 身近なところに、気軽に安心して話ができる場が必要である。	保護者支援講座へのペアレントメンターの活用
保育園等では気づき後、療育支援を見出し実施することが難しい。 保護者説明や他機関との連携が十分でなく、適切な対応に結びつきにくい。	保育園等への巡回訪問

「発達障がいをはじめ障がい等のある**子どもの育ちの支援体制**」は、福祉部門だけでなく保健・保育・教育の部門との共通理解、取組に向けた検討協議の場と協力体制が不可欠です。燕市では令和元年度から、以下の3つの取組について庁内連絡調整会議を設置し、健康づくり課、子育て支援課、学校教育課、社会福祉課で事業化に向けた検討を行います。

保護者向けガイドブックの作成に向けた相談窓口の整備	「個別の支援計画」の整備と支援会議の在り方の検討	保育園等への巡回訪問
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の整備 ガイドブックの内容の検討 ガイドブック運用方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「個別の支援計画」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の整備 課題を焦点化した支援会議の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回訪問の体制の検討

令和元年度から、**庁内連絡調整会議**を設置し、療育支援専門部会によって示された方向性や対応策に基づき、実行部隊として事業化に向けた検討と取組を行います。

3. 今年度の療育支援専門部会の役割と取組

連絡調整会議における取組の進め方や検討の視点などについて検討し、助言を行います。

【第1回目（7月17日会議）の検討結果】

1. 保護者向けガイドブックの作成と相談窓口の整備

○保護者への情報提供の方法について

- ・紙媒体と電子媒体の活用
- ・階層化した情報提供の工夫

2. 個別の支援計画の整備と支援会議の在り方の検討

○支援会議の準備と運営についての工夫点

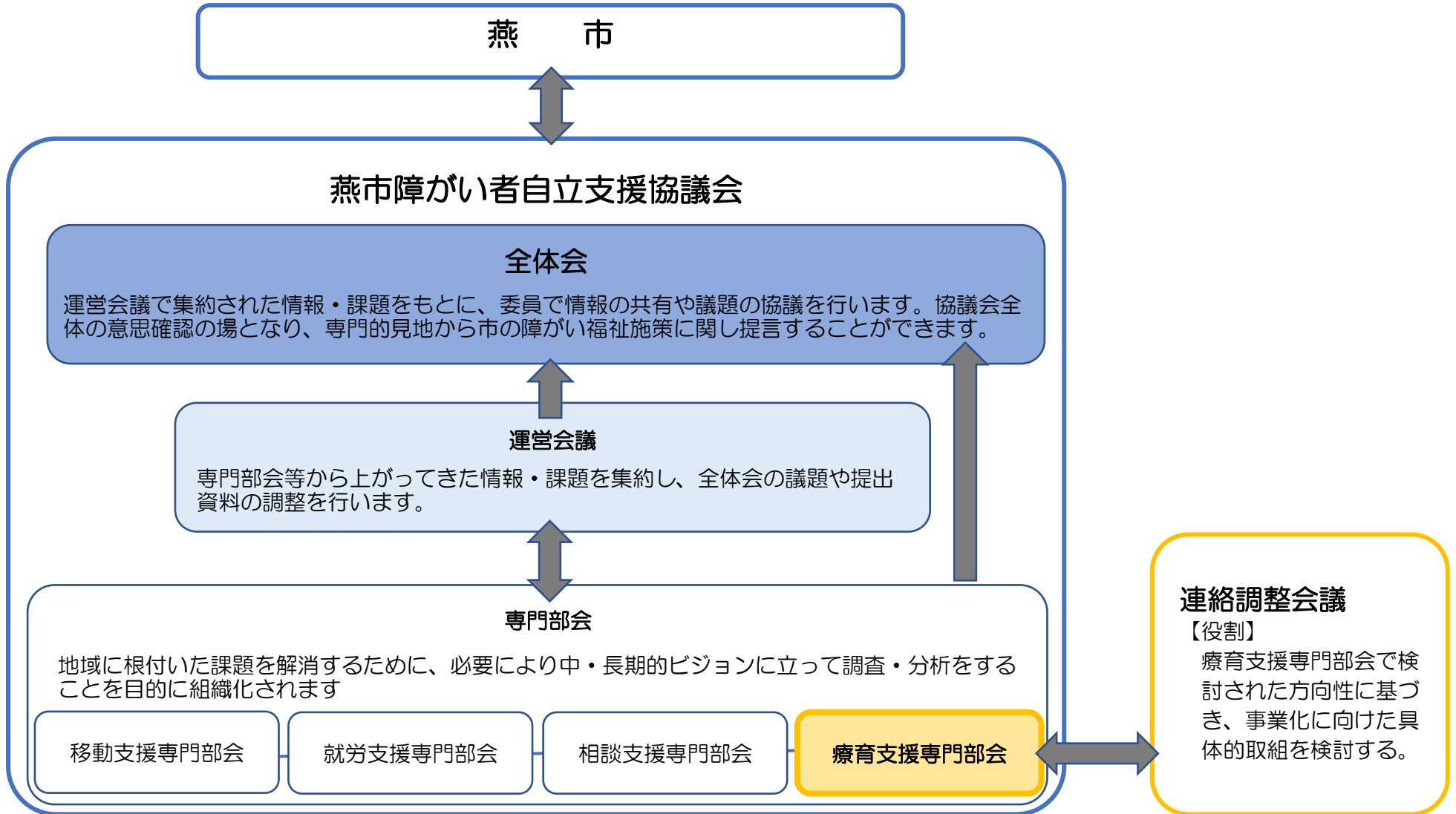
- ・事前の情報共有等の準備の必要性
- ・ホワイトボードやツールを活用した会議運営の工夫

3. 保育園等への巡回訪問の体制づくり

○巡回訪問の体制について

- ・相談や支援につなげる基準
- ・保育士等の専門性の向上

4. 取組の組織体制 ～障がい等のある子どもの将来の自立を目指した支援体制の構築～



平成30年度の燕市（社会福祉課）の取組実績

参考資料 1

（1）障がい等のあるお子さんに関する相談の対応

①相談者別相談件数

相談者		H29 年度	H30 年度
関係機関等	保健センター	6	4
	幼保こども園	7	9
	小学校	6	10
	中学校	4	2
	特別支援学校	0	2
	相談支援事業所	26	46
	子育て支援課	6	6
	市教委	25	9
	サービス事業所	8	4
	障がい者基幹相談支援センター	3	7
	障がい福祉係（サービス給付担当）	4	8
	児童クラブ子育て支援センター	1	7
	医療機関	0	3
	その他	7	9
小計	102	127	
保護者	72	110	
合計	174	237	

②相談の内訳

		H29 年度	H30 年度
事例	未満児	3	9
	園児	61	57
	小学生	69	81
	中学生	34	63
	高校生以上	0	5
	不明	5	4
	事例以外の相談	2	18
合計	174	237	

③個別支援会議等

事例の年齢区分	H29 年度	H30 年度
園児	5	4
小学生	3	2
中学生	2	8
高校生以上	0	0
合計	10	14

④本人・保護者からの相談内容

相談内容		件数	
情報を得たい	保護者支援情報 (親の会、講演・研修会等)	13	
	窓口情報 (特別支援教育、進路相談、療育、医療機関、制度手続き、総合的な窓口等)	28	
選択に迷っている	療育の利用 (児童発達支援、放課後等デイサービス、病院の訓練等)	9	
	特別支援教育 (通常学級か特別支援学級・学校等)	1	
困っている	特性や問題行動への対応	36	
	支援機関の対応に不満・不信	9	
過ごす環境が変わる、増える	入園	0	
	入学	小学校	7
		中学校	0
		高等学校	0
	就労	0	
児童クラブ、療育利用開始	2		
共有・受け止め	経過・気持の共有、受け止め	27	
その他		19	
合計（複数チェック）		151	

⑤関係機関からの事例に関する相談内容

相談内容		件数
情報を得たい	本人の支援 (療育、登下校、余暇活動の場等)	6
	保護者支援 (親の会、講演・研修会等)	6
	医療機関	1
	制度	8
	連携窓口	6
	本人保護者の相談窓口	11
連携	他機関との関わり方 (連絡の取り方、業務内容、役割、持っている情報等)	28
	Co 役のサポートが欲しい	6
	Co 役がない	1
	支援会議が必要	4
特性や問題行動への対応		15
保護者の対応	保護者理解が得られない、保護者が他機関の対応に不満を持っている等	36
その他		10
合計（複数チェック）		138

⑥個別支援会議等の状況

対象	開催日	主訴・開催目的	参集者	支援会議の結果
年長児 A	7/12	○情報共有と役割の確認 母が就学時の環境変化を心配している。 母子世帯、母はうつ病。母による虐待あり。	利用者支援事業担当、相談支援専門員、虐待班、療育支援班	各支援者が持っている情報を合わせることで、事例の全体像をより正確につかめ、支援者間の役割分担が明確になった。
	1/16	○就学時の引き継ぎ	主治医、小学校教頭、特支 Co、担任、相談支援専門員、児童発達管理責任者、児童クラブ・放デイ担当、療育支援班	・関係者の共通理解が図れ、各担当者の確認ができた。 ・母の不安軽減
年長児 B	1/25	○問題行動の分析と対応の検討 本人の問題行動が見られるようになり、園での対応で改善が見られない。	園長、担任保育士、相談支援専門員、児童発達管理責任者、療育支援班	・情報共有により問題行動の背景が絞られ対応策とその役割分担ができた。
	2/28	○対応の評価 ○就学に向けた引き継ぎの打合せ	園長、担任保育士、相談支援専門員、児童発達管理責任者、療育支援班	・効果のある対応が確認できた。
小1児 C	6/7	○情報共有 ○本人の食事・歩行支援の検討 母が学校での支援を心配している。	小学校校長、担任、特支 Co、相談支援専門員、療育支援班	・長期休業中も含めた対応の検討ができた。 ・保護者対応の方向一致により母の不安軽減につながった。
中3児 D	5/25	○情報共有 本人の問題行動に各支援者が対応しているが改善しない	特別支援学校 Co、担任、相談支援専門員、障がい福祉係、療育支援班	問題行動の分析をするための情報が集まったが、その後会議の開催がなく、対応策の検討に至っていない。
小4児 E 祖母	9/5	○情報共有 ○関係者の役割の再確認 祖母が本人に障がいがあると心配している。	新潟県精神保健福祉協会、総務課防災対策係、療育支援班	問題の整理により必要な支援が見え、関係者の役割を再検討することができた。
中1児 F	5/16 6/12 8/2 9/11 9/29 11/1 11/28	・情報共有 ・関係者のこれまでの取組 ・本人・家族への支援 ・経過報告と支援策検討 ・措置への対応	中央児童相談所 教育委員会 小・中学校 吉田あたご園 分水の里 児童福祉係(虐待班 療育支援班)等	・中学校入学後の生活の見守り ・生活改善への取組と保護者支援 ・一時保護に向けた取組 ・入所へ向けた取組

(2) コーディネーター向け研修

対 象	幼稚園・保育園・こども園、小学校、中学校、保健センター、相談支援事業所等のコーディネーター役を担う者	
テ ー マ	関係機関の連携促進	
日程・講師	1回目 8月28日(火) 新潟大学教職大学院 長澤教授	2回目 1月31日(木) 新潟大学教育学部 有川教授
参加人数	60名	44名
参加者の声 アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関との相談により視野が広がり、障がい等のある子がより良く生活が送れる方法を見出せることが分かった。 ・コーディネーターの役割が大きいと感じた。 ・相談支援専門員がコーディネーター役を担うことがあるが、関係機関との信頼関係が重要と感じた。 ・事例を通じた問題分析を他職種で行うこの研修がまさに連携の一步と思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係づくりや連携することの大切さを改めて考えなおす機会となった。 ・うまくいかなかったケースを振り返ると、研修内容に反することに気付いた。 ・他分野の人がグループになり関係できたことに感謝します。 ・発達障がい児者の担当だけでなく、現在の教員にとっても参考になるので、より多くの方の参加がほしかった。

(3) 保護者支援講座

対 象	発達特性等のある子どもとの関わりに困り感のある保護者 ※年中～小学2年生の子を持つ保護者
内 容	ペアレント・トレーニングの技法を取り入れた保護者向け講座
実施回数	7回(10～1月)
参加人数	延参加人数 26人
参加者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに高いものを求めすぎていた ・ほめる関わりをしたら子どもが落ち着いた ・同じ境遇の親と話してホッとした ・他の親と情報交換したいので親の会に参加したい

(4) その他

関係機関から依頼のあった研修

関係機関	内 容
① 郡市小学校教育研究会	【特別支援教育部会の研修会】 対象者 小学校特別支援教育コーディネーター テーマ 福祉との連携について 日 程 11月21日(水) 参加人数 35人
② 障がい者自立支援協議会 相談支援専門部会	【相談支援専門員研修会】 対象者 相談支援専門員 テーマ 学校との連携について 日 程 11月12日(月) 参加人数 16人

国・県の動向

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る課題

相互の活動や連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図られていない。

2. 保護者支援に係る課題

社会参加に至るまでの各段階で、相談窓口が分散しているため分かりにくく、支援を十分受けられない。

今後の対応

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

障害者基本法

H23年8月改正

障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現や合理的配慮の概念が盛り込まれました。

発達障害者支援法

H28年8月改正

発達障がいのある人への支援は社会的障壁を除去するために行う等の基本理念の追加や、切れ目なく支援が行われることに関する、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、就労と教育支援の強化が図られました。

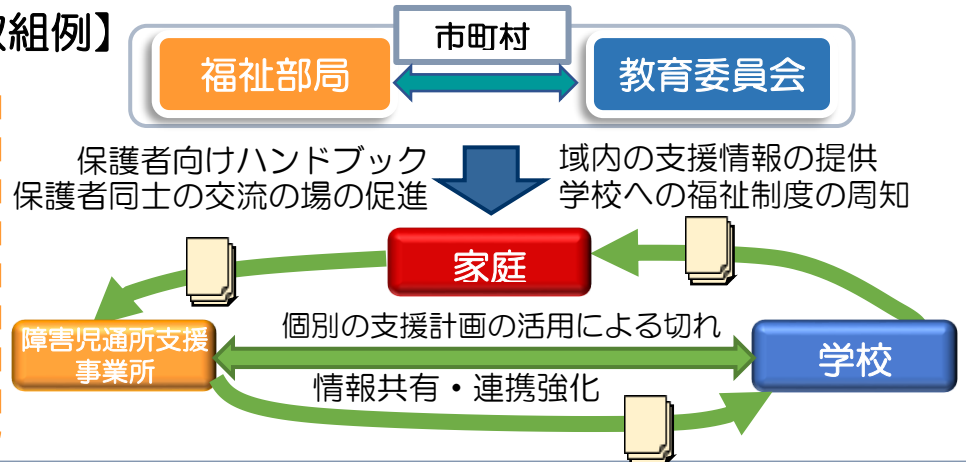
新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針及びアクションプラン

H25年4月策定

新潟県障害福祉課と義務教育課により、発達障害者支援体制の整備を進めるために策定されました。

【具体的な取組例】

- （厚生労働省）
 - 放課後等サービスガイドラインの改定
 - 障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進



- （文部科学省）
 - 個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
 - 保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定